

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人浅村特許事務所  様  あて名 〒100-0004 日本国東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大 手町ビル331	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 19.07.2011	

出願人又は代理人 の書類記号 W6088-000000	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
--------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2011/064055	国際出願日 (日.月.年) 20.06.2011	優先日 (日.月.年) 20.07.2010
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B60W30/14(2006.01)i, B60K31/00(2006.01)i, B60T7/12(2006.01)i, B60W10/18(2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)  
 日立オートモティブシステムズ株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き  
 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日  
 11.07.2011

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 堀川 泰宏 電話番号 03-3581-1101 内線 3355	3Z	4018
-----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------	----	------

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文  
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 提出手段  紙形式

電子形式

b. 提出時期  出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-9	有
	請求項	1	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-9	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2003-507259 A (コンティネンタル・テーベス・アクチエンゲゼルシャフト・ウント・コンパニー・オフフェネ・ハンデルスゲゼルシャフト) 2003.02.25, [請求項9], 段落[0018][0019] & US 6742850 B1 & WO 2001/014194 A1 & DE 10015224 A1

文献2 : JP 11-157424 A (トヨタ自動車株式会社) 1999.06.15, 段落[0016], 図4 & US 5978725 A & DE 19854184 A1

文献3 : JP 2001-171497 A (日産自動車株式会社) 2001.06.26, 段落[0032]-[0035] (ファミリーなし)

文献4 : JP 10-338110 A (本田技研工業株式会社) 1998.12.22, 段落[0014] (ファミリーなし)

文献5 : JP 8-198075 A (マツダ株式会社) 1996.08.06, 段落[0002][0031]-[0033] (ファミリーなし)

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1又は2により新規性、進歩性を有しない。文献1又は2には、車速制御による減速制御中にブレーキペダル操作が行われた場合に、上記ペダル操作による制動力が上記車速制御による制動力を上回ったときに、上記車速制御による制動制御から上記ペダル操作による制動力制御に切り換える走行制御装置が記載されている。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4により進歩性を有しない。文献3、4には、ペダル操作が終了とされたときに、車速制御中に減速制御を終了する点が記載されている。漸減させることは慣用手段である。

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4により進歩性を有しない。ペダル操作による制動力制御への切り換えに伴い、車速制御による制動制御力を零とすることは当業者が適宜成し得ることである。

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-5により進歩性を有しない。文献5には、車速制御による減速制御中にブレーキペダル操作が行われた場合に、上記車速制御による制動力を保持する点が記載されている。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 5 - 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 5 により進歩性を有しない。文献 1、2 には、車速制御による減速制御中にブレーキペダル操作が行われた場合に、上記車速制御による制動力を減少させる点が記載されている。当該減少に際して、遅れ時間を設けることは慣用手段の付加である。

請求項 7 - 9 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 5 により進歩性を有しない。目標制御量となるようにフィードバック制御を行うことは慣用手段である。